



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
5月1日  
第712号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
公金事務の委託(琵琶湖保全再生課).....	1
解除予定保安林の通知(森林保全課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	2
○ 公 告	
鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告(生物多様性保全課).....	2
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(高島).....	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(高島).....	3
○ 教育委員会規則	
※滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課).....	3
○ 正 誤	
※令和8年3月31日付け号外(3)滋賀県告示第172号中.....	4

## 告 示

### 滋賀県告示第240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納事務を次のとおり委託した。  
令和8年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 Pay Pay株式会社
- 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 寄附金
- 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年4月22日
- 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月22日

### 滋賀県告示第241号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 解除に係る保安林の所在場所 栗東市荒張字金勝山1391-45・1391-50(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1391-46
  - 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第242号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
多機能型重症児者等デイサービスすまいる畑	彦根市高宮町998番地	社会福祉法人道	彦根市高宮町907番地1	放課後等デイサービス	令和8.5.1	2550200477
KID ACADEMY草津校	草津市草津一丁目17番11	株式会社阪田	京都府京都市南区上鳥羽南唐戸町70-3	児童発達支援	令和8.5.1	2550600668

## 滋賀県告示第243号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年5月1日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
草津地域福祉事業所みんなの家放課後等デイサービス第2ももスマイル	草津市東草津一丁目2-35	労働者協同組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋I S Pタマビル	放課後等デイサービス	2550600098	令和8.4.30

## 公 告

## 鳥獣保護区特別保護地区指針案の公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき公告し、当該特別保護地区に係る指針案を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月1日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 犬上ダム鳥獣保護区犬上ダム特別保護地区
- 2 区域 次の図のとおり
- 3 面積 40ヘクタール
- 4 存続期間 令和8年11月15日から令和18年10月31日まで
- 5 特別保護地区の保護に関する指針案
  - (1) 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
  - (2) 指定目的 当該地域は、鈴鹿国定公園の第2種および第3種特別地域に指定されている自然環境の恵まれた地域であり、森林鳥獣の生息地として重要な役割を果たしているため、鳥獣保護区特別保護地区として指定する。
  - (3) 管理方針 第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣の生息・繁殖環境の維持を図るとともに、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図られるよう十分留意する。  
森林鳥獣生息地として、森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。
- 6 縦覧場所 滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課 大津市京町四丁目1番1号

7 縦覧期間 令和8年5月1日から令和8年5月15日まで

当該区域の住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に当該特別保護地区に係る指針案についての意見書を提出することができる。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月1日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時田美和子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問介護事業所えどら	高島市新旭町藁園2842番地2	株式会社D.S.T 代表取締役 梅谷克行	草津市矢橋町105番地1 カーサソラツオ壱番館216	訪問介護	令和8.5.1	2572200869

滋賀県高島健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月1日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時田美和子

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護事業所えどら	高島市新旭町藁園2842番地2	株式会社D.S.T	草津市矢橋町105番地1 カーサソラツオ壱番館216	居宅介護 重度訪問介護	令和8.5.1	2512200482

教育委員会規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

滋賀県教育委員会教育長 村井泰彦

滋賀県教育委員会規則第7号

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則(平成6年滋賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

第6条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第7条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

第9条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

第12条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改める。

第15条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改める。

第17条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条第2項を削る。

第18条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別記様式第1号(表)中「殿」を「様」に改め、同様式(裏)中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第7号を別記様式第6号とする。

別記様式第8号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第9号(表)中「殿」を「様」に改め、同様式(裏)中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同様式を別記様式第8号とし、別記様式第10号を削る。

付 則

- この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

正 誤

令和8年3月31日付け号外(3)滋賀県告示第172号中

ページ	行	誤	正								
16	下から1	3,900」に改め、同部に次のように加える。	3,900」に改め、同部に次のように加える。								
17	1	<table border="1"> <tr> <td>高精細樹脂3Dプリンタ</td> <td>6,010</td> </tr> <tr> <td>1時間増すごとに3,360</td> <td></td> </tr> </table>	高精細樹脂3Dプリンタ	6,010	1時間増すごとに3,360		<table border="1"> <tr> <td>高精細樹脂3Dプリンタ</td> <td>6,010</td> </tr> <tr> <td>1時間増すごとに3,360</td> <td></td> </tr> </table>	高精細樹脂3Dプリンタ	6,010	1時間増すごとに3,360	
高精細樹脂3Dプリンタ	6,010										
1時間増すごとに3,360											
高精細樹脂3Dプリンタ	6,010										
1時間増すごとに3,360											